

令和 7 年 度

安芸高田市健全化判断比率等
審 査 意 見 書

安 芸 高 田 市 監 査 委 員



安高監第 55 号
令和 8 年 8 月 24 日

安芸高田市長 藤本 悦志 様

安芸高田市監査委員 品川 忠治
安芸高田市監査委員 宍戸 邦夫

安芸高田市健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を終了したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

令和7年度安芸高田市健全化判断比率等審査意見書

第 1	審査の概要	1
1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の場所	1
4	審査の手続	1
第 2	審査の結果	1
1	健全化判断比率の状況	1
2	資金不足比率の状況	2
3	審査意見	2

(注)

- 1 文中で用いるポイントは、パーセンテージ間の単純差引数値である。
- 2 表中の符号の用法は次のとおりである。
「－」：算出不能又は該当なし

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 令和7年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 令和7年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和8年7月22日から令和8年8月21日まで

3 審査の場所

安芸高田市役所第1庁舎2階監査委員事務局

4 審査の手続

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率が、関係法令等に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するため、関係職員の説明を求めるなどにより実施した。

第2 審査の結果

1 健全化判断比率の状況

当年度の健全化判断比率の状況は、第1表のとおりである。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、実質収支、連結実質収支とも黒字で、算定結果は負の値となるため、比率は表されていない。

実質公債費比率は、9.1%で、早期健全化基準の25.0%を15.9ポイント下回り、前年度と比べ0.9ポイント改善している。

将来負担比率は、52.4%で、早期健全化基準の350.0%を297.6ポイント下回り、前年度より2.7ポイント改善している。

第1表 健全化判断比率の状況

(単位:%)

区 分	令和7年度	令和6年度	早期健全化 基 準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	13.00	20.00
連結実質赤字比率	—	—	18.00	30.00
実 質 公 債 費 比 率	9.1	10.0	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	52.4	55.1	350.0	

2 資金不足比率の状況

当年度の資金不足比率の状況は、第2表のとおりである。

資金不足比率は、公営企業会計の資金不足額が生じていないため、比率は表されていない。

第2表 資金不足比率の状況

(単位：％)

公営企業会計区分			7年度	経営健全化基準
法適用企業	下水道事業会計	公共下水道事業	—	20.0
		特定環境保全公共下水道事業	—	
		農業集落排水事業	—	
		浄化槽整備事業	—	

3 審査意見

審査の結果、健全化判断比率及び資金不足比率は、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、その計数は正確であることを認めた。

いずれの指標も、国が示す早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っている。

今後とも、財政の健全化に留意しながら財政運営に努められたい。